

別表十(八)

13欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③

特定目的会社及び投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業

・ ・

法人名

年度

・ ・

別表十(八)

平成二十四・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

配当の額の計算	利益の配当の額	1	円	特定社債の当期末残高	14	円
	みなし配当の額	2				
	配当の額 (1) + (2)	3				
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4		13欄 特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第67条の14第1項」 又は 「平成23年12月旧措置法第67条の14第1項」 ②区分番号に、「00396」 ③適用額欄に、当該別表十(八)13欄の金額(円単位) を記載してください		
	前期繰越損失の額	5				
	減損損失の額	6				
	$(6) \times \frac{90, 80 \text{ 又は } 70}{100}$	7				
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8				
	(特定社債の発行をしている場合には、(8) - (23)) (マイナスの場合は0)	9		特定社債の償還に充てられた金額	19	
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10		(18) - (19)	20	
	(3) が (10) を超える場合の (3) の額	11		損金の額に算入される減価償却費の額	21	
所得金額合計 (別表四「35の①」)		12		(20) - (21) (マイナスの場合は0)	22	
支払配当の損金算入額 (11) と (12) のうち少ない金額		13		特定社債の発行をしている場合の調整額 (17) + (22) × 2	23	

II 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

配当等の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	24		33欄	投資法人に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第67条の15第1項」 又は 「平成23年12月旧措置法第67条の15第1項」 ②区分番号に、「00397」 ③適用額欄に、当該別表十(八)33欄の金額(円単位) を記載してください		
	み な し 配 当 等 の 額	25					
	小 計 (24) + (25)	26					
	利 益 超 過 分 配 金 額	27					
	配 当 等 の 額 (26) - (27)	28					
配 当 可 能 利 益 の 額 (43)	29	の 差 の 計 算	の 引 計 の 利 益 超 過 分 配 金 額 (27) 出 資 総 額 戻 入 金 額 配 当 可 能 利 益 の 額 (40) + ((41) - (42))	40	41	42	43
(29) × $\frac{90}{100}$	30						
(26) が (30) を超える場合の (28) の額	31						
所 得 金 額 合 計 (別表四「35の①」)	32						
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (31) と (32) のうち少ない金額)	33						

控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算

負ののれん発生益の発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(44) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(45)の累計)	当期加算額 (45) と (44) - (46) のうち少ない金額	不動産投資法人の特例		
					特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額	(48)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額	当期加算額 $(44) \times \frac{(49)}{(48)}$
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
計							